葉山町公共下水道管理者以外の者が行う工事等に関する取扱要綱

〔平成２７年３月１８日制定〕

（目的）

第１条　この要綱は、下水道法（以下「法」という）第１６条に規定する公共下水道管理者以外の者が行う工事等（以下「工事等」という）の施行の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（承認の範囲）

第２条　公共下水道管理者以外の者が行うことができる工事等は、法第４条第１項に基づく公共下水道の事業計画認可区域内であり、かつ、当該事業計画に適合し、公共下水道の能力及び機能に支障をきたさないものとする。なお、事業認可区域に隣接する場合については協議するものとする。

（工事等の技術基準）

第３条　工事等の技術基準は、葉山町まちづくり条例技術基準、５．公共下水道に関する基準によるものとする。また、同基準に記載のない事項については別途協議とすること。

（工事等施行の承認）

第４条　工事等の施行の承認を受けようとする者（以下「申請者」という）は、下水道等承認工事施工申請書（第１号様式　以下「申請書」という）に、必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を下水道等承認工事施工承認書（第２号様式）により申請者に交付するものとする。

（工事等の着手及び検査）

第５条　前条第２項の承認を受けた者（以下「施工者」という）は、工事等に着手しようとするときは、速やかに下水道等工事着手届（第３号様式）を町長に提出しなければならない。

２　施工者が工事等を完了したときは、工事の完了した日から５日以内に下水道等工事完了届（第４号様式）を町長に提出し、本町の職員の検査を受けなければならない。

（施設等の移管及びかし担保）

第６条　施工者は、前条第２項の検査に合格したときは、検査した日から５日以内に寄付・帰属について（第５号様式）を提出し、この要綱に基づく承認により設置された排水施

設を無償で葉山町に寄付しなければならない。
2　町長は、寄付を受けた排水施設にかしがあったときは、工事等施工者に対してその補修を請求することができる。
3　前項の規定によるかしの補修の請求は、第１項の規定による寄付の日から起算して１年以内に行わなければならない。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。